

## 松戸駅周辺地区都市再生整備計画事後評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 松戸駅周辺地区都市再生整備計画に基づく事業について、事後評価を実施するに当たり、評価結果の合理性・客観性を担保するため、松戸駅周辺地区都市再生整備計画事後評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

(委員の所掌事項)

第2条 委員は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 事後評価の手続、都市再生整備計画の目標の達成状況の確認等に関する事項
- (2) 今後のまちづくり方策等の内容に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 評価委員会は、委員3人以上で、次に掲げる者のうちから組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、市長が依頼した日から事後評価が完了する日までとする。

(会議)

第5条 評価委員会の会議（以下「会議」という。）は、市長が招集する。

- 2 座長は、必要に応じて市長が指名した委員が務める。
- 3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(報償の額)

第6条 委員の報償の額は、日額8,500円とする。

(秘密保持)

第7条 委員は、評価委員会に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。委員の職務を退いた後においても同様とする。

(庶務)

第8条 評価委員会の庶務は、街づくり部街づくり課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月6日から施行する。